

第三次北本市障害者福祉計画（中間年の見直し）策定委員会設置規程

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく第三次北本市障害者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く市民や関係者の意見を求め、障害者のニーズに即した総合的な計画とするため、第三次北本市障害者福祉計画（中間年の見直し）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）計画の策定に関する連絡調整、調査研究に関すること。
- （3）その他計画の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員14名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについて、市長が委嘱又は任命する。

- （1）地域及び福祉関係団体の関係者
- （2）医療関係者
- （3）学識経験者
- （4）公募の市民
- （5）市職員

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要あると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。